

令和 7 年 2 月市議会定例会

参 考 資 料

< 議第28号 >

}

< 議第52号 >

焼 津 市

令和7年2月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第23号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	別冊
議第24号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第25号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第26号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第27号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第28号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議第29号	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議第30号	焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議第31号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議第32号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	32
議第33号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議第34号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議第35号	焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議第36号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	62
議第39号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	63
議第40号	焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について	155
議第41号	語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	161
議第42号	焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	163
議第43号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	165
議第44号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	170
議第45号	焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	174
議第47号	焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	175

議第48号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	177
議第49号	焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	178
議第50号	焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	180
議第51号	焼津市道路線の認定について	181
議第52号	焼津市道路線の変更について	187

議第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) 新旧対照表
(第1条による改正 焼津市表彰条例の一部改正)

旧	新
焼津市表彰条例 昭和46年3月30日条例第3号 第1条 ～ 第8条 (資格の取消し) 第9条 被表彰者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を取り消すものとする。 (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、本人の責に帰すべき行為により著しく荣誉を損なつたと認められるとき。 2 略 以下 略	焼津市表彰条例 昭和46年3月30日条例第3号 第1条 ～ 第8条 (資格の取消し) 第9条 被表彰者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を取り消すものとする。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、本人の責に帰すべき行為により著しく荣誉を損なつたと認められるとき。 2 略 以下 略

(第2条による改正 焼津市議会個人情報保護条例の一部改正)

旧	新
焼津市議会個人情報保護条例 令和4年12月19日条例第34号 第1条 ～ 第52条 第6章 罰則 第53条 議会事務局の職員若しくは職員であつた者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1	焼津市議会個人情報保護条例 令和4年12月19日条例第34号 第1条 ～ 第52条 第6章 罰則 第53条 議会事務局の職員若しくは職員であつた者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1

年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 第55条 議会事務局の職員がその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的に記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 以下 略

年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
 第55条 議会事務局の職員がその職務を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的に記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
 以下 略

(第3条による改正 焼津市行政不服審査会条例の一部改正)

旧		新
焼津市行政不服審査会条例 平成28年 3月25日 条例第1号 第1条 略 第2条 略 (委員) 第3条 略 2 略 3 略 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 5 略 第4条 略 ～ 略 第7条 (罰則) 第8条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略		焼津市行政不服審査会条例 平成28年 3月25日 条例第1号 第1条 略 第2条 略 (委員) 第3条 略 2 略 3 略 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 5 略 第4条 略 ～ 略 第7条 (罰則) 第8条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略

(第4条による改正 焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

旧		新
焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和 4年12月19日 条例第22号 本則 略 附 則		焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和 4年12月19日 条例第22号 本則 略 附 則

第1条 略
第2条 略

(焼津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の焼津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前ににおいて旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項に規定する旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務を受託した者の受託業務若しくは公の施設の管理を行う指定管理者の公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前ににおいてこれらの業務に従事していた者に係る同条第2項の規定による当該業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 略

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物である旧公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録された旧個人情報報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 略
7 略

以下 略

第1条 略
第2条 略

(焼津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の焼津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前ににおいて旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項に規定する旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務を受託した者の受託業務若しくは公の施設の管理を行う指定管理者の公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前ににおいてこれらの業務に従事していた者に係る同条第2項の規定による当該業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 略

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物である旧公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録された旧個人情報報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 略
7 略

以下 略

(第5条による改正 焼津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

旧	新
焼津市情報公開・個人情報保護審査会条例 令和4年12月19日条例第23号 第1条 略 ～ 略 第5条 (委員) 第6条 略 2 略 3 略 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 第7条 略 ～ 略 第15条 (罰則) 第16条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。 以下 略	焼津市情報公開・個人情報保護審査会条例 令和4年12月19日条例第23号 第1条 略 ～ 略 第5条 (委員) 第6条 略 2 略 3 略 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 第7条 略 ～ 略 第15条 (罰則) 第16条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲罰刑又は50万円以下の罰金に処する。 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。 以下 略

(第6条による改正 焼津市職員の分限に関する条例の一部改正)

旧	新
焼津市職員の分限に関する条例 昭和27年4月9日条例第37号 第1条 略 ～ 略 第9条 (失職の例外) 第10条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮(こ)以上の刑に処せられその刑の執行を猶予	焼津市職員の分限に関する条例 昭和27年4月9日条例第37号 第1条 略 ～ 略 第9条 (失職の例外) 第10条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行を猶予さ

された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 略

以下 略

れた職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするすることができる。

2 略

以下 略

(第7条による改正 焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

旧		新
焼津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号		焼津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号
第1条 ～ 第3条 (期末手当の支給制限)	第1条 ～ 第3条 (期末手当の支給制限)	第1条 ～ 第3条 (期末手当の支給制限)
第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項その他の法律の規定により被選挙権を有しないこととなる刑又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第3項第2号に規定する刑（以下「 <u>禁錮以上等の刑</u> 」という。）に処せられて失職した者	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項その他の法律の規定により被選挙権を有しないこととなる刑又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第3項第2号に規定する刑（以下「 <u>禁錮以上等の刑</u> 」という。）に処せられて失職した者	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項その他の法律の規定により被選挙権を有しないこととなる刑又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第3項第2号に規定する刑（以下「 <u>禁刑以上等の刑</u> 」という。）に処せられて失職した者
(3) 基準日前1ヵ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に任期満了し、又は退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その任期満了し、又は退職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮以上等の刑</u> に処せられたもの	(3) 基準日前1ヵ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に任期満了し、又は退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その任期満了し、又は退職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮以上等の刑</u> に処せられたもの	(3) 基準日前1ヵ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に任期満了し、又は退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その任期満了し、又は退職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁刑以上等の刑</u> に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>禁錮以上等の刑</u> に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め)	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>禁錮以上等の刑</u> に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め)	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>拘禁刑以上等の刑</u> に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め)
第5条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに任期満了し、又は退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第5条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに任期満了し、又は退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第5条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに任期満了し、又は退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 任期満了し、又は退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上等の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項、第8条及び第10条において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 市長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差し処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上等の刑に処せられなかつた場合

(2) 略

(3) 略

3 略

第6条 略

第6条の2 略

(退職手当の支給制限)

第7条 市長等が懲戒免職の処分を受け、又は禁錮以上等の刑に処せられて失職したときは、退職手当は支給しない。
(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第8条 市長等が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その者がその判決の確定前に任期満了し、又は退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上等の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 略

(退職手当の返納)

第9条 任期満了し、又は退職した市長等に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となつた期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上等の刑に処せられたときは、当該在職期間以後の在職期間に係る退職手当を返納させることができる。

(1) 任期満了し、又は退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上等の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項、第8条及び第10条において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 市長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差し処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上等の刑に処せられなかつた場合

(2) 略

(3) 略

3 略

第6条 略

第6条の2 略

(退職手当の支給制限)

第7条 市長等が懲戒免職の処分を受け、又は拘禁刑以上等の刑に処せられて失職したときは、退職手当は支給しない。
(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第8条 市長等が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その者がその判決の確定前に任期満了し、又は退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上等の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 略

(退職手当の返納)

第9条 任期満了し、又は退職した市長等に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となつた期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上等の刑に処せられたときは、当該在職期間以後の在職期間に係る退職手当を返納させることができる。

2 略 以下 略	2 略 以下 略
-------------	-------------

(第8条による改正 焼津市職員の給与に関する条例の一部改正)

旧		新	
焼津市職員の給与に関する条例		焼津市職員の給与に関する条例	
昭和27年1月26日条例第16号		昭和27年1月26日条例第16号	
第1条 ～ 略 第15条の4 (期末手当の支給制限)	第1条 ～ 略 第15条の4 (期末手当の支給制限)	第1条 ～ 略 第15条の4 (期末手当の支給制限)	第1条 ～ 略 第15条の4 (期末手当の支給制限)
第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1) 略	(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略	(2) 略	(2) 略
(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め)	(期末手当の支給の一時差止め)	(期末手当の支給の一時差止め)	(期末手当の支給の一時差止め)
第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2) 略	(2) 略	(2) 略	(2) 略

2 略	2 略
3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
4 略	4 略
5 略	5 略
6 略	6 略
以下 略	以下 略

(第9条による改正 焼津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

旧		新	
焼津市職員の退職手当に関する条例		焼津市職員の退職手当に関する条例	
昭和31年9月28日条例第25号		昭和31年9月28日条例第25号	
第1条 ～ 略	第1条 ～ 略	第1条 ～ 略	第1条 ～ 略
第12条 (退職手当の支払の差止め)	第12条 (退職手当の支払の差止め)	第12条 (退職手当の支払の差止め)	第12条 (退職手当の支払の差止め)
第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
(2) 略	(2) 略	(2) 略	(2) 略
2～4 略	2～4 略	2～4 略	2～4 略

5	第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
	(1) 略
	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
	(3) 略
6	6～10 略
	(退職後 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条	退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1)	当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。
	(2) 略
	(3) 略
2	2～6 略
	(退職をした者の退職手当の返納)
第15条	退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情

5	第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
	(1) 略
	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
	(3) 略
6	6～10 略
	(退職後 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条	退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1)	当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。
	(2) 略
	(3) 略
2	2～6 略
	(退職をした者の退職手当の返納)
第15条	退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情

のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (3) 略 2～6 略 第16条 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 略 2 略 3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略 以下 略	のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (3) 略 2～6 略 第16条 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 略 2 略 3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略 以下 略
--	--

(第10条による改正 焼津市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

旧	新
焼津市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例 昭和37年3月31日条例第15号	焼津市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例 昭和37年3月31日条例第15号

第1条 ～ 第8条	第1条 ～ 第8条
(在職期間から除算すべき年月数)	(在職期間から除算すべき年月数)
第9条 次の各号に掲げる年月数は、在職期間から除算する。	第9条 次の各号に掲げる年月数は、在職期間から除算する。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
(3) 退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により、 <u>禁錮(二)</u> 以上の刑に処せられたときは、その犯罪のときを含む引き続いた年月数	(3) 退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、その犯罪のときを含む引き続いた年月数
(4) 略	(4) 略
(職員の給与金受給資格のそう失)	(職員の給与金受給資格のそう失)
第10条 職員が次の各号の一に該当するに至つたときは、そのときに引き続いた在職期間に係る給与金を受ける資格を失う。	第10条 職員が次の各号の一に該当するに至つたときは、そのときに引き続いた在職期間に係る給与金を受ける資格を失う。
(1) 略	(1) 略
(2) 在職中 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。	(2) 在職中 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。
(3) 略	(3) 略
第11条 ～ 第18条	第11条 ～ 第18条
第2章 年金	第2章 年金
(年金受給権の消滅)	(年金受給権の消滅)
第19条 年金である給与金（第2号または第3号の場合にあつては、通算退職年金を除く。）の支給を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失なう。	第19条 年金である給与金（第2号または第3号の場合にあつては、通算退職年金を除く。）の支給を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失なう。
(1) 略	(1) 略
(2) 死刑または無期若しくは3年をこえる <u>懲役若しくは禁錮(二)</u> の刑に処せられたとき	(2) 死刑または無期若しくは3年をこえる <u>拘禁刑</u> に処せられたとき
(3) 略	(3) 略
2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により <u>禁錮(二)</u> 以上の刑に処せられたときは、年金である給与金（通算退職年金を除く。）を受ける権利を失なう。ただし、その在職が退職年金を受けた後である場合は、その再就職によつて生じた権利のみ失なう。	2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、年金である給与金（通算退職年金を除く。）を受ける権利を失なう。ただし、その在職が退職年金を受けた後である場合は、その再就職によつて生じた権利のみ失なう。
第20条 略	第20条 略
第21条 略	第21条 略

(退職年金の停止)	(退職年金の停止)
第22条 退職年金の支給を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するときは、その間その支給を停止する。	第22条 退職年金の支給を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するときは、その間その支給を停止する。
(1) 略	(1) 略
(2) 3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を月から刑の執行を終り、または、執行を受けることができなくなるに至る月までの間。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。その言渡しを取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることができなくなるに至る月までの間	(2) 3年以下の懲役または禁錮(こ)の刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、または、執行を受けることができなくなるに至る月までの間。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。その言渡しを取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることができなくなるに至る月までの間
(3) 略	(3) 略
第22条の2	第22条の2
～ 略	～ 略
第34条	第34条
(遺族年金の停止)	(遺族年金の停止)
第35条 遺族年金の支給を受ける権利を有する者が3年以下の <u>拘禁刑</u> に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることができなくなるに至る月までの間その支給を受けることなし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止しないで、その言渡しを取り消されたときは、取り消の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることなし、その間その支給を停止する。	第35条 遺族年金の支給を受ける権利を有する者が3年以下の <u>懲役または禁錮(こ)</u> の刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることができなくなるに至る月までの間その支給を受けることなし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止しないで、その言渡しを取り消されたときは、取り消の翌月から刑の執行を終り、または執行を受けることなし、その間その支給を停止する。
2 前項の規定は、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ刑の執行中または、その執行前にある者に対して遺族年金を支給すべき理由が生じた場合について準用する。	2 前項の規定は、 <u>禁錮(こ)</u> 以上の刑に処せられ刑の執行中または、その執行前にある者に対して遺族年金を支給すべき理由が生じた場合について準用する。
3～5 略	3～5 略
以下 略	以下 略

(第11条による改正 焼津市普通河川条例の一部改正)

新	旧
焼津市普通河川条例	焼津市普通河川条例
昭和45年12月21日 条例第37号	昭和45年12月21日 条例第37号
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(禁止事項)	(禁止事項)

第3条 普通河川においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに土石（砂を含む。以下同じ。）竹木、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を投棄し、又は堆(たい)積すること。

(2) 河川の附属物を損傷すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか普通河川の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(許可を要する事項)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合又は規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 普通河川の流水を占用すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 普通河川の敷地において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。

(5) 普通河川の敷地を横過して、又はその床下において工作物を新築し、又は除却すること。

(6) 普通河川の敷地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。

(7) 工場又は事業場の汚水若しくは廃液又は坑水を普通河川に排水すること。

2 略

第5条 略

～ 略

第15条 略

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1) 第4条第1項第1号の規定に違反して流水を占用した者

(2) 第4条第1項第4号又は第5号の規定に違反して工作物を新築し、改築し、又は除却した者

(3) 第4条第1項第6号の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をし

た者

第17条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して汚水、

第3条 普通河川においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに土石（砂を含む。以下同じ。）竹木、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を投棄し、又は堆(たい)積すること。

(2) 河川の附属物を損傷すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか普通河川の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(許可を要する事項)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。ただし、市長以外の者が、その権原に基づき管理する土地における場合又は規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 普通河川の流水を占用すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 普通河川の敷地において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。

(5) 普通河川の敷地を横過して、又はその床下において工作物を新築し、又は除却すること。

(6) 普通河川の敷地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。

(7) 工場又は事業場の汚水若しくは廃液又は坑水を普通河川に排水すること。

2 略

第5条 略

～ 略

第15条 略

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1) 第4条第1項第1号の規定に違反して流水を占用した者

(2) 第4条第1項第4号又は第5号の規定に違反して工作物を新築し、改築し、又は除却した者

(3) 第4条第1項第6号の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をし

た者

第17条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して汚水、

廃液又は坑水を排水した者に対しては3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 以下 略	廃液又は坑水を排水した者に対しては3月以下の<u>拘禁刑</u>、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 以下 略
---	---

(第12条による改正 焼津市大井川左岸水防団条例の一部改正)

旧	新
焼津市大井川左岸水防団条例 平成20年10月7日条例第122号 第1条 ～ 略 第5条 (欠格事項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員等となることができない。 (1) 略 (2) <u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 略 以下 略	焼津市大井川左岸水防団条例 平成20年10月7日条例第122号 第1条 ～ 略 第5条 (欠格事項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員等となることができない。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 略 以下 略

(第13条による改正 焼津市消防団条例の一部改正)

旧	新
焼津市消防団条例 昭和60年4月1日条例第19号 第1条 ～ 略 第4条 (欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 以下 略	焼津市消防団条例 昭和60年4月1日条例第19号 第1条 ～ 略 第4条 (欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 以下 略

(第14条による改正 焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正)

旧	新
焼津市消防団員の退職報償金に関する条例 昭和39年6月19日条例第43号 第1条 ～ 略 第5条 (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号に掲げるいづれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 在職中、<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略 以下 略	焼津市消防団員の退職報償金に関する条例 昭和39年6月19日条例第43号 第1条 ～ 略 第5条 (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号に掲げるいづれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 在職中、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略 以下 略

議第29号 焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月18日条例第35号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う特定個人番号利用事務とする。 2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができ、ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月18日条例第35号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う特定個人番号利用事務とする。 2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができ、ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使

用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の機関が、同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の機関が、同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
市長	重度心身障害者及び重度心身障害児（以下「重度心身障害者等」という。）に対する医療費の助成に関する事務

市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に對する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に對する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

市長	定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの

市長	定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
		重度心身障害者等に対する

市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会	外国人生活保護関係情報

市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会	外国人生活保護関係情報

	生活を総合的に支援するた めの法律（平成17年法律第 123号）による自立支援給付 の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であ って規則で定めるもの	であって規則で定めるも の
市長	子ども・子育て支援法（平成 24年法律第65号）による子ど ものための教育・保育給付若 しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実 施に関する事務であって規 則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律 第73号）による児童手当 又は特例給付（同法附 則第1項に規定する給付 をいう。）の支給に関する 情報（以下「児童手当関係 情報」という。）であって 規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるも の
市長	生活に困窮する外国人に対 する生活保護の措置に関す る事務であって規則で定め るもの	生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの 地方税法その他の地方税 に関する法律に基づく条 例の規定により算定した 税額又はその算定の基礎 となる事項に関する情報 （以下「s」という。）で あって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢 者の医療の確保に関する 法律による医療に関する 給付の支給又は保険料の 徴収に関する情報であっ

	生活を総合的に支援するた めの法律（平成17年法律第 123号）による自立支援給付 の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であ って規則で定めるもの	であって規則で定めるも の
市長	子ども・子育て支援法（平成 24年法律第65号）による子ど ものための教育・保育給付若 しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実 施に関する事務であって規 則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法 律第73号）による児童手 当又は特例給付（同法附 則第2条第1項に規定す る給付をいう。）の支給 に関する情報（以下「児 童手当関係情報」とい う。）であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるも の
市長	生活に困窮する外国人に対 する生活保護の措置に関す る事務であって規則で定め るもの	生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの 地方税法その他の地方税 に関する法律に基づく条 例の規定により算定した 税額又はその算定の基礎 となる事項に関する情報 （以下「地方税関係情報」 という。）であって規則 で定めるもの 国民健康保険法又は高齢 者の医療の確保に関する 法律による医療に関する 給付の支給又は保険料の 徴収に関する情報であっ

	て規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給

	て規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給

	付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
--	--	--

市長	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
----	---	--

				るもの 外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付	市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付

	等関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 子どもの傷病に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	等関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 子どもの傷病に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健法による費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

		等関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 子どもの傷病に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健法による費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 略

市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 略

議第30号 焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
（第1条による改正 焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

旧	新
焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年3月24日条例第2号 第1条 ～ 略 第7条 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間にける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第8条の4において同じ。）のある職	焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年3月24日条例第2号 第1条 ～ 略 第7条 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間にける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第8条の4において同じ。）のある職

員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第8条の4において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」

員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第8条の4において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中

とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）と、第2項中「当該請求をした職員の業務を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。	5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。
以下 略	以下 略

(第2条による改正 焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

旧		新	
焼津市職員の育児休業等に関する条例		焼津市職員の育児休業等に関する条例	
平成4年3月31日条例第5号		平成4年3月31日条例第5号	
第1条 ～ 略 第22条 (部分休業の承認)		第1条 ～ 略 第22条 (部分休業の承認)	
第23条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。		第23条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	
2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（生児を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。		2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（生児を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条第32項</u> において読み替えて準用する同		3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条の2第20項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない	

範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を減じた範囲内で) 行うものとする。

以下 略

育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を減じた範囲内で) 行うものとする。

以下 略

議第31号 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

旧	新
焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号 第1条 略 ～ 略 第6条 (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。 表略 2 略 3 略 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 第8条 略 (給与に関する条例の適用除外等) 第9条 焼津市職員の給与に関する条例 (昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。) 第3条、第4条、第7条の2、第7条の5、第8条、第9条、第13条、第14条、<u>第15条及び第15条の7</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2及び<u>第15条の4第2項</u>の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (令和元年焼津市条例第16号) 第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の175</u>」とする。 以下 略	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号 第1条 略 ～ 略 第6条 (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。 表略 2 略 3 略 第8条 略 (給与に関する条例の適用除外等) 第9条 焼津市職員の給与に関する条例 (昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。) 第3条、第4条、第7条の2、第7条の5、第8条、第9条、第13条、第14条及び<u>第15条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2、<u>第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (令和元年焼津市条例第16号) 第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の105」</u>とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 以下 略

議第32号 焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月5日条例第27号 第1条 略 第2条 略 (期末手当) 第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 略 (4) 略 以下 略	焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月5日条例第27号 第1条 略 第2条 略 (期末手当) 第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 略 (4) 略 以下 略

議第33号 焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

新	旧
焼津市特別職の職員の給与に関する条例	焼津市特別職の職員の給与に関する条例
昭和39年6月19日条例第37号	昭和39年6月19日条例第37号
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(期末手当)	(期末手当)
第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。
2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)	(1)
～ 略	～ 略
(4)	(4)
以下 略	以下 略

議第34号 焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市職員の給与に関する条例 昭和27年1月26日条例第16号	焼津市職員の給与に関する条例 昭和27年1月26日条例第16号
第1条 ～ 略	第1条 ～ 略
第7条の3 (地域手当)	第7条の3 (地域手当)
第7条の4 職員には地域手当を支給する。	第7条の4 職員には地域手当を支給する。
2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額、合計額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額、合計額に、<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
第7条の5 略 (扶養手当)	第7条の5 略 (扶養手当)
第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。	第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者
3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)に	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に
ある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の	に達する日以後の最初の3月31日までの間に
ある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の	手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日の属する月の翌月、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後に行なはれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(通勤手当)

第9条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- (4) 前3号に規定する以外の職員のうち、自動車等を使用して通勤する職員で規則で定めるもの

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3号において「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員（通勤距離が片道2キロメートル未満の者及び第5号に該当する者を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（定年再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に規則で定める

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- (4) 前3号に規定する以外の職員のうち、自動車等を使用して通勤する職員で規則で定めるもの

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3号において「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員（通勤距離が片道2キロメートル未満の者及び第5号に該当する者を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（定年再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に規則で定める

割合を乗じて得た額を減じた額)

通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,500円
通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,400円
通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 9,300円
通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 11,200円
通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 13,200円
通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 15,000円
通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 17,300円
通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 19,300円
通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 21,200円
通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 23,200円
通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 25,500円
通勤距離が片道40キロメートル以上の者 27,800円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

(4) 前項第2号に掲げる職員（第2号に該当する者を除く。）及び同項第4号に掲げる職員 2,500円（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(5) 前項第2号に掲げる職員であつて駐車料金を負担するもの 第2号に掲げる額に4,000円（駐車料金の月額が4,000円未満であるときは、当該駐車料金の月額）を加算した額

第9条の3 職員は、新たに前条第1項の職員としての要件を具備するに至つた場合には、規則の定めるところによりその通勤の実情を速やかに任命権者へ届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合においてもまた同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額の変更のあつた場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により前条第1項の職員でなくなつた場合には、前項の例により届け出なければならない。

割合を乗じて得た額を減じた額)

通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,500円
通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,400円
通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 9,300円
通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 11,200円
通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 13,200円
通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 15,000円
通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 17,300円
通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 19,300円
通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 21,200円
通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 23,200円
通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 25,500円
通勤距離が片道40キロメートル以上の者 27,800円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

(4) 前項第2号に掲げる職員（第2号に該当する者を除く。）及び同項第4号に掲げる職員 2,500円（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(5) 前項第2号に掲げる職員であつて駐車料金を負担するもの 第2号に掲げる額に4,000円（駐車料金の月額が4,000円未満であるときは、当該駐車料金の月額）を加算した額

第9条の2 職員は、新たに前条第1項の職員としての要件を具備するに至つた場合には、規則の定めるところによりその通勤の実情を速やかに任命権者へ届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合においてもまた同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額の変更のあつた場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により前条第1項の職員でなくなつた場合には、前項の例により届け出なければならない。

- 3 通勤手当の支給は、職員に新たに前条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 4 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 6 前条及び本条に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第10条
～ 略
- 第15条の3
(管理職員特別勤務手当)
- 第15条の3の2 第7条の2第1項の規定により規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 通勤手当の支給は、職員に新たに前条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 4 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 6 前条及び本条に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第10条
～ 略
- 第15条の3
(管理職員特別勤務手当)
- 第15条の3の2 第7条の2第1項の規定により規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3	管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3	管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
	(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(1)	第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額
4	略	4	略
	(期末手当)		(期末手当)
第15条の4	期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合には、それぞれ同じ。次条及び第15条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第15条の4	期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合には、それぞれ同じ。次条及び第15条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2	期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)	6箇月 100分の100	(1)	6箇月 100分の100
(2)	5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2)	5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3)	3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3)	3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4)	3箇月未満 100分の30	(4)	3箇月未満 100分の30
3	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。	3	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
4	略	4	略
6	略	6	略
第15条の5	略	第15条の5	略
第15条の6	略	第15条の6	略

(勤勉手当)	(勤勉手当)
第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
3	3
～	～
5	5
第15条の8 略	第15条の8 略
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第15条の9 第4条第1項から第9項まで及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第15条の9 第4条第1項から第9項まで及び第7条の5から第9条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
以下本則 略	以下本則 略
附 則	附 則
1	1
～	～
4	4
5 継続職員の扶養親族で、編入日前に焼津市職員の給与に関する条例（令和年焼津市条例第 号）による改正前の焼津市職員の給与に関する条例第9条第1項に相当する編入等前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族として認定がされているものについては、同項の規定により届出の届出がなされたものとみなす。	5 継続職員の扶養親族で、編入日前に第9条第1項に相当する編入等前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族として認定がされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

6
～ 略
18

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	183,500	207,400	249,300	270,300	321,300	355,200	392,100	395,400
2	184,600	209,000	250,300	271,300	323,100	356,900	393,900	396,900
3	185,800	210,600	251,300	272,400	324,900	358,500	395,700	398,400
4	186,900	212,100	252,300	273,900	326,600	360,100	397,500	399,900
5	188,000	213,600	253,300	275,400	328,300	361,700	399,300	401,400
6	189,700	215,200	254,300	276,900	330,000	363,500	401,100	402,900
7	191,300	216,800	255,300	278,400	331,700	365,000	402,900	404,400
8	192,900	218,400	256,300	279,900	333,400	366,600	404,700	405,900
9	194,500	220,000	257,300	281,400	335,000	368,000	406,500	407,400
10	196,200	221,700	258,300	282,900	336,700	369,600	408,300	408,900
11	197,800	223,000	259,300	284,400	338,400	371,200	410,200	410,400
12	199,400	224,300	260,300	285,900	340,000	372,700	412,100	411,900
13	201,000	225,600	261,300	287,400	341,500	374,600	413,900	413,400
14	202,700	226,700	262,300	288,900	343,100	376,500	415,700	414,900
15	204,400	227,800	263,300	290,400	344,700	378,400	417,500	416,400
16	206,100	228,900	264,300	291,900	346,200	380,200	419,300	417,900
17	207,400	230,000	265,300	293,400	347,600	381,700	421,100	419,400
18	209,000	231,500	266,300	294,900	349,300	383,500	422,700	420,900
19	210,600	233,000	267,300	296,300	350,900	385,200	424,200	422,400
20	212,100	234,500	268,300	297,600	352,500	386,800	425,700	423,900
21	213,600	236,000	269,300	298,800	353,700	388,500	427,200	425,400
22	215,200	237,500	270,300	300,300	355,200	389,900	428,700	426,900
23	216,800	239,000	271,300	301,800	356,700	391,300	430,000	428,400

6
～ 略
18

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	183,500	207,400	243,400	270,300	309,800	335,000	350,000	365,600
2	184,600	209,000	244,800	271,300	311,500	336,900	352,600	368,100
3	185,800	210,600	246,200	272,300	313,200	338,700	355,200	370,600
4	186,900	212,100	247,400	273,300	314,700	340,500	357,800	373,100
5	188,000	213,600	248,600	274,300	316,100	342,200	360,400	375,600
6	189,700	215,200	249,800	275,300	317,400	343,900	363,000	378,100
7	191,300	216,800	251,000	276,400	318,700	345,500	365,600	380,600
8	192,900	218,400	252,100	277,400	320,000	347,200	368,200	383,100
9	194,500	220,000	253,200	278,700	321,300	348,800	370,800	385,600
10	196,200	221,700	254,300	280,000	323,100	350,500	373,400	388,100
11	197,800	223,000	255,400	281,200	324,900	352,100	376,000	390,600
12	199,400	224,300	256,400	282,500	326,600	353,700	378,300	393,100
13	201,000	225,600	261,300	287,300	328,300	355,200	380,500	395,600
14	202,700	226,700	262,300	288,900	330,000	356,900	382,400	398,100
15	204,400	227,800	263,300	290,400	331,700	358,500	384,700	400,600
16	206,100	228,900	264,300	291,900	333,400	360,100	386,800	403,100
17	207,400	230,000	265,300	293,400	335,000	361,700	388,800	405,600
18	209,000	231,500	266,300	294,900	336,700	363,500	390,800	408,100
19	210,600	233,000	267,300	296,300	338,400	365,000	393,100	410,600
20	212,100	234,500	268,300	297,600	340,000	366,600	395,300	413,100
21	213,600	236,000	269,300	298,800	341,500	368,000	397,500	415,600
22	215,200	237,500	270,300	300,300	343,100	369,600	399,700	418,000
23	216,800	239,000	271,300	301,800	344,700	371,200	402,000	420,500

24	218, 400	240, 500	272, 300	303, 200	346, 200	372, 700	404, 200	422, 900
25	220, 000	242, 000	273, 300	304, 600	347, 600	374, 600	406, 500	424, 800
26	221, 700	243, 400	274, 300	305, 700	349, 300	376, 500	408, 300	426, 900
27	223, 000	244, 800	275, 300	306, 700	350, 900	378, 400	410, 200	429, 000
28	224, 300	246, 200	276, 400	307, 900	352, 500	380, 200	412, 100	431, 200
29	225, 600	247, 400	277, 400	309, 100	353, 700	381, 700	413, 900	433, 100
30	226, 700	248, 600	278, 700	310, 700	355, 200	383, 500	415, 700	435, 200
31	227, 800	249, 800	280, 000	312, 300	356, 700	385, 200	417, 500	437, 300
32	228, 900	251, 000	281, 200	313, 900	358, 200	386, 800	419, 300	439, 200
33	230, 000	252, 100	282, 500	315, 400	359, 900	388, 500	421, 100	440, 900
34	231, 100	253, 200	283, 800	317, 000	361, 700	389, 900	422, 700	442, 700
35	232, 200	254, 300	285, 000	318, 600	363, 400	391, 300	424, 200	444, 600
36	233, 300	255, 400	286, 200	320, 200	365, 100	392, 700	425, 700	446, 500
37	234, 400	256, 400	287, 300	321, 700	366, 500	394, 100	427, 200	448, 300
38	235, 400	257, 400	288, 500	323, 400	367, 800	395, 300	428, 700	450, 100
39	236, 400	258, 400	289, 800	325, 000	369, 000	396, 500	430, 000	451, 900
40	237, 300	259, 400	291, 100	326, 600	370, 400	397, 500	431, 300	453, 600
41	238, 200	260, 400	292, 400	328, 000	371, 500	398, 600	432, 500	455, 400
42	239, 100	261, 300	293, 400	329, 700	372, 400	399, 800	433, 700	456, 900
43	239, 900	262, 200	294, 400	331, 400	373, 400	400, 900	435, 000	458, 300
44	240, 700	263, 100	295, 500	333, 000	374, 500	402, 000	436, 300	459, 800
45	241, 400	263, 900	296, 600	334, 200	375, 300	402, 700	437, 500	461, 200
46	242, 000	264, 700	297, 800	336, 100	376, 200	403, 400	438, 700	462, 500
47	242, 600	265, 500	298, 900	337, 800	377, 100	404, 100	439, 500	463, 800
48	243, 200	266, 300	300, 100	339, 400	377, 900	404, 800	440, 300	465, 000
49	243, 800	267, 000	301, 300	340, 900	378, 700	405, 400	441, 100	466, 000
50	244, 400	267, 800	302, 600	342, 500	379, 500	406, 000	441, 700	466, 700
51	245, 000	268, 600	303, 900	344, 100	380, 300	406, 500	442, 300	467, 400
52	245, 500	269, 300	305, 200	345, 700	381, 000	406, 900	442, 900	468, 100
53	246, 000	270, 000	306, 500	347, 400	381, 700	407, 300	443, 500	468, 800
54	246, 400	270, 800	307, 800	349, 200	382, 400	407, 500	444, 200	469, 500
55	246, 700	271, 600	309, 100	351, 000	383, 100	407, 800	445, 000	470, 100

24	218, 400	240, 500	272, 300	303, 200	358, 200	392, 700	431, 300	429, 900
25	220, 000	242, 000	273, 300	304, 600	359, 900	394, 100	432, 500	431, 400
26	221, 700	243, 400	274, 300	305, 700	361, 700	395, 300	433, 700	432, 900
27	223, 000	244, 800	275, 300	306, 700	363, 400	396, 500	435, 000	434, 400
28	224, 300	246, 200	276, 400	307, 900	365, 100	397, 500	436, 300	435, 900
29	225, 600	247, 400	277, 400	309, 100	366, 500	398, 600	437, 500	437, 400
30	226, 700	248, 600	278, 700	310, 700	367, 800	399, 800	438, 700	438, 900
31	227, 800	249, 800	280, 000	312, 300	369, 000	400, 900	439, 500	440, 400
32	228, 900	251, 000	281, 200	313, 900	370, 400	402, 000	440, 300	441, 900
33	230, 000	252, 100	282, 500	315, 400	371, 500	402, 700	441, 100	443, 400
34	231, 100	253, 200	283, 800	317, 000	372, 400	403, 400	441, 700	444, 900
35	232, 200	254, 300	285, 000	318, 600	373, 400	404, 100	442, 300	446, 400
36	233, 300	255, 400	286, 200	320, 200	374, 500	404, 800	442, 900	447, 900
37	234, 400	256, 400	287, 300	321, 700	375, 300	405, 400	443, 500	449, 400
38	235, 400	257, 400	288, 500	323, 400	376, 200	406, 000	444, 200	450, 900
39	236, 400	258, 400	289, 800	325, 000	377, 100	406, 500	445, 000	452, 400
40	237, 300	259, 400	291, 100	326, 600	377, 900	406, 900	445, 400	453, 900
41	238, 200	260, 400	292, 400	328, 000	378, 700	407, 300	446, 100	455, 400
42	239, 100	261, 300	293, 400	329, 700	379, 500	407, 500	446, 600	456, 900
43	239, 900	262, 200	294, 400	331, 400	380, 300	407, 800	447, 000	458, 300
44	240, 700	263, 100	295, 500	333, 000	381, 000	408, 100	447, 400	459, 800
45	241, 400	263, 900	296, 600	334, 200	381, 700	408, 400	447, 800	461, 200
46	242, 000	264, 700	297, 800	336, 100	382, 400	408, 700	448, 200	462, 500
47	242, 600	265, 500	298, 900	337, 800	383, 100	409, 000	448, 600	463, 800
48	243, 200	266, 300	300, 100	339, 400	383, 800	409, 300	449, 000	465, 000
49	243, 800	267, 000	301, 300	340, 900	384, 300	409, 500	449, 300	466, 000
50	244, 400	267, 800	302, 600	342, 500	384, 900	409, 800	449, 600	466, 700
51	245, 000	268, 600	303, 900	344, 100	385, 500	410, 100	450, 000	467, 400
52	245, 500	269, 300	305, 200	345, 700	386, 200	410, 400	450, 300	468, 100
53	246, 000	270, 000	306, 500	347, 400	386, 600	410, 600	450, 600	468, 800
54	246, 400	270, 800	307, 800	349, 200	387, 200	410, 900	450, 900	469, 500
55	246, 700	271, 600	309, 100	351, 000	387, 800	411, 200		470, 100

56	247,000	272,300	310,400	352,800	383,800	408,100	445,400	470,700
57	247,300	273,000	311,700	354,300	384,300	408,400	446,100	471,200
58	247,600	273,800	313,000	355,700	384,900	408,700	446,600	471,800
59	247,900	274,600	314,300	357,100	385,500	409,000	447,000	472,400
60	248,200	275,300	315,400	358,500	386,200	409,300	447,400	473,000
61	248,500	276,000	316,300	360,000	386,600	409,500	447,800	473,500
62	248,800	276,700	317,600	360,800	387,200	409,800	448,200	474,000
63	249,100	277,400	318,900	361,800	387,800	410,100	448,600	474,400
64	249,400	278,100	320,200	362,800	388,300	410,400	449,000	474,700
65	249,700	278,800	321,400	363,700	388,700	410,600	449,300	475,000
66	250,000	279,500	322,700	364,800	389,300	410,900	449,600	
67	250,300	280,200	323,900	365,700	389,900	411,200	450,000	
68	250,600	280,900	325,100	366,700	390,400	411,500	450,300	
69	250,900	281,500	326,400	367,600	390,800	411,700	450,600	
70	251,200	282,200	327,500	368,300	391,300	412,000	450,900	
71	251,500	282,800	328,600	369,000	391,800	412,300		
72	251,800	283,500	329,700	369,600	392,400	412,500		
73	252,100	284,100	330,400	370,000	392,700	412,700		
74	252,400	284,800	331,300	370,600	393,100	413,000		
75	252,700	285,400	332,000	371,300	393,500	413,300		
76	253,000	286,100	332,800	372,000	393,900	413,500		
77	253,300	286,700	333,600	372,300	394,200	413,700		
78	253,600	287,400	334,000	373,000	394,500	414,000		
79	253,900	288,000	334,600	373,700	394,800	414,300		
80	254,200	288,500	335,300	374,300	395,000	414,500		
81	254,500	289,000	336,100	374,600	395,200	414,700		
82	254,800	289,600	336,800	375,100	395,500	415,000		
83	255,100	290,100	337,500	375,700	395,800	415,300		
84	255,400	290,700	338,100	376,300	396,000	415,500		
85	255,700	291,200	338,600	376,600	396,200	415,700		

56	247,000	272,300	310,400	352,800	388,300	411,500	470,700
57	247,300	273,000	311,700	354,300	388,700	411,700	471,200
58	247,600	273,800	313,000	355,700	389,300	412,000	471,800
59	247,900	274,600	314,300	357,100	389,900	412,300	472,400
60	248,200	275,300	315,400	358,500	390,400	412,500	473,000
61	248,500	276,000	316,300	360,000	390,800	412,700	473,500
62	248,800	276,700	317,600	360,800	391,300	413,000	474,000
63	249,100	277,400	318,900	361,800	391,800	413,300	474,500
64	249,400	278,100	320,200	362,800	392,400	413,500	475,000
65	249,700	278,800	321,400	363,700	392,700	413,700	475,500
66	250,000	279,500	322,700	364,800	393,100	414,000	
67	250,300	280,200	323,900	365,700	393,500	414,300	
68	250,600	280,900	325,100	366,700	393,900	414,500	
69	250,900	281,500	326,400	367,600	394,200	414,700	
70	251,200	282,200	327,500	368,300	394,500	415,000	
71	251,500	282,800	328,600	369,000	394,800	415,300	
72	251,800	283,500	329,700	369,600	395,000	415,500	
73	252,100	284,100	330,400	370,000	395,200	415,700	
74	252,400	284,800	331,300	370,600	395,500		
75	252,700	285,400	332,000	371,300	395,800		
76	253,000	286,100	332,800	372,000	396,000		
77	253,300	286,700	333,600	372,300	396,200		
78	253,600	287,400	334,000	373,000	396,500		
79	253,900	288,000	334,600	373,700	396,800		
80	254,200	288,500	335,300	374,300	397,000		
81	254,500	289,000	336,100	374,600	397,200		
82	254,800	289,600	336,800	375,100	397,500		
83	255,100	290,100	337,500	375,700	397,800		
84	255,400	290,700	338,100	376,300	398,000		
85	255,700	291,200	338,600	376,600	398,200		

86	256,000	291,700	339,200	377,200	396,500				
87	256,300	292,300	339,700	377,900	396,800				
88	256,600	292,900	340,300	378,500	397,000				
89	256,900	293,400	340,600	378,900	397,200				
90	257,200	293,900	341,100	379,400	397,500				
91	257,500	294,300	341,500	380,000	397,800				
92	257,800	294,600	341,900	380,500	398,000				
93	258,100	294,800	342,300	381,000	398,200				
94		295,100	342,800	381,600	398,400				
95		295,300	343,300	382,100	398,600				
96		295,600	343,800	382,400	398,800				
97		295,800	344,100	382,800	399,000				
98		296,000	344,500	383,300	399,200				
99		296,300	344,900	383,700	399,400				
100		296,500	345,300	384,100	399,600				
101		296,800	345,600	384,500	399,800				
102		297,100	346,000	385,000	400,000				
103		297,400	346,400	385,400	400,200				
104		297,700	346,800	385,800	400,400				
105		298,000	347,000	386,100	400,600				
106		298,300	347,400	386,400					
107		298,600	347,800	386,700					
108		299,000	348,200	387,000					
109		299,200	348,400	387,300					
110		299,400	348,800	387,600					
111		299,700	349,200	387,900					
112		300,100	349,500	388,200					
113		300,300	349,800	388,500					
114		300,600	350,200						
115		301,000	350,600						

86	256,000	291,700	339,200	377,200	398,400				
87	256,300	292,300	339,700	377,900	398,600				
88	256,600	292,900	340,300	378,500	398,800				
89	256,900	293,400	340,600	378,900	399,000				
90	257,200	293,900	341,100	379,400	399,200				
91	257,500	294,300	341,500	380,000	399,400				
92	257,800	294,600	341,900	380,500	399,600				
93	258,100	294,800	342,300	381,000	399,800				
94		295,100	342,800	381,600	400,000				
95		295,300	343,300	382,100	400,200				
96		295,600	343,800	382,400	400,400				
97		295,800	344,100	382,800	400,600				
98		296,000	344,500	383,300					
99		296,300	344,900	383,700					
100		296,500	345,300	384,100					
101		296,800	345,600	384,500					
102		297,100	346,000	385,000					
103		297,400	346,400	385,400					
104		297,700	346,800	385,800					
105		298,000	347,000	386,100					
106		298,300	347,400	386,400					
107		298,600	347,800	386,700					
108		299,000	348,200	387,000					
109		299,200	348,400	387,300					
110		299,400	348,800	387,600					
111		299,700	349,200	387,900					
112		300,100	349,500	388,200					
113		300,300	349,800	388,500					
114		300,600	350,200						
115		301,000	350,600						

116	301,400	351,000							
117	301,600	351,500							
118	301,900	351,900							
119	302,200	352,300							
120	302,500	352,700							
121	302,700	353,200							
122	303,000	353,600							
123	303,300	353,900							
124	303,600	354,200							
125	303,800	354,700							
126	304,200								
127	304,600								
128	304,900								
129	305,100								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額 192,000	基準給 料月額 219,500	基準給 料月額 260,000	基準給 料月額 279,700	基準給 料月額 294,900	基準給 料月額 320,600	基準給 料月額 362,700	基準給 料月額 396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表 (二)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年	給料月額 198,600	給料月額 227,400	給料月額 258,500	給料月額 278,600	給料月額 303,500	給料月額 341,100	給料月額 379,500
前年	円	円	円	円	円	円	円
再任	1	2	3	4	5	6	7
任用	2	3	4	5	6	7	8
短	3	4	5	6	7	8	9
短	4	5	6	7	8	9	10
短	5	6	7	8	9	10	11
短	6	7	8	9	10	11	12

116	301,400	351,000							
117	301,600	351,500							
118	301,900	351,900							
119	302,200	352,300							
120	302,500	352,700							
121	302,700	353,200							
122	303,000	353,600							
123	303,300	353,900							
124	303,600	354,200							
125	303,800	354,700							
126	304,200								
127	304,600								
128	304,900								
129	305,100								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額 192,000	基準給 料月額 219,500	基準給 料月額 260,000	基準給 料月額 279,700	基準給 料月額 294,900	基準給 料月額 320,600	基準給 料月額 362,700	基準給 料月額 396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表 (二)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年	給料月額 188,600	給料月額 227,400	給料月額 258,500	給料月額 281,800	給料月額 315,000	給料月額 360,700	給料月額 415,000
前年	円	円	円	円	円	円	円
再任	1	2	3	4	5	6	7
任用	2	3	4	5	6	7	8
短	3	4	5	6	7	8	9
短	4	5	6	7	8	9	10
短	5	6	7	8	9	10	11
短	6	7	8	9	10	11	12

時間勤務職員以外													職員
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900						
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500						
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600						
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800						
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000						
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200						
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200						
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200						
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200						
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200						
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000						
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900						
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800						
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600						
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400						
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000						
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600						
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100						
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600						
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900						
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200						
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500						
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800						
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000						
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200						
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300						
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500						
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600						
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800						
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000						
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100						
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900						

時間勤務職員以外													職員
7	200,900	234,600	264,600	286,200	323,700	370,400	425,600						
8	202,700	235,600	265,400	287,000	325,200	372,000	427,100						
9	204,500	236,700	266,200	287,800	326,700	373,600	428,600						
10	206,400	237,900	267,000	288,600	328,300	375,600	429,900						
11	208,300	239,200	267,800	289,400	331,300	379,600	431,200						
12	210,400	240,500	268,600	290,100	332,800	381,000	433,800						
13	212,100	241,800	269,400	290,800	334,400	382,700	435,000						
14	214,100	243,100	270,200	291,900	335,900	384,400	436,200						
15	216,300	244,400	271,000	294,200	337,400	386,100	437,300						
16	218,400	245,600	271,800	295,400	338,900	387,800	438,500						
17	220,500	246,800	272,600	296,600	340,500	389,300	439,600						
18	221,600	248,000	273,400	297,800	342,100	390,800	440,800						
19	222,700	249,200	274,200	299,000	343,600	392,300	442,000						
20	223,800	250,400	275,000	299,000	344,900	393,600	443,100						
21	224,900	251,500	275,800	300,200	346,400	394,900	443,900						
22	225,800	252,400	276,600	301,400	347,900	396,200	444,300						
23	226,700	253,200	277,400	302,600	349,400	397,300	445,000						
24	227,600	254,000	278,200	303,800	350,900	398,400	445,500						
25	228,500	254,800	279,000	305,000	352,400	399,500	445,900						
26	229,400	255,600	279,900	306,200	353,900	400,600	446,300						
27	230,300	256,400	280,800	307,300	355,300	401,700	446,700						
28	231,200	257,200	281,600	308,500	356,700	402,500	447,100						
29	232,100	258,000	282,400	309,800	358,300	403,300	447,500						
30	233,000	258,800	283,300	311,000	359,800	404,100	447,900						
31	233,900	259,600	284,200	312,200	361,300	404,900	448,200						
32	234,800	260,400	285,000	313,400	362,500	405,300	448,500						
33	235,600	261,200	285,800	314,600	363,600	405,900	448,900						
34	236,400	262,000	286,900	315,700	364,800	406,400	449,200						
35	237,200	262,700	287,900	316,900	365,900	406,800	449,500						
36	238,000	263,500	288,900	318,100	366,900	407,200	449,800						
37	238,800	264,400	289,900	319,300	367,700	407,400							
38	239,600	265,200	291,000	320,600	367,700	407,400							

39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600	444, 300
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700	445, 000
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500	445, 500
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300	445, 900
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100	446, 300
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900	446, 700
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300	447, 100
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900	447, 500
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400	447, 900
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800	448, 200
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200	448, 500
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400	448, 900
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700	449, 200
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000	449, 500
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600	
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900	
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200	
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400	
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700	
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000	
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300	
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500	
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800	
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100	
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400	
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600	
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200	411, 900	
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800	412, 200	
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400	412, 500	
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800	412, 800	

39	240, 400	266, 000	292, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	241, 200	266, 800	293, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	241, 800	267, 600	294, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	242, 400	268, 400	295, 000	325, 200	371, 800	408, 600	
43	243, 000	269, 200	296, 000	326, 400	372, 800	408, 900	
44	243, 500	270, 000	297, 000	327, 600	373, 700	409, 200	
45	244, 000	270, 700	298, 000	328, 700	374, 500	409, 400	
46	244, 600	271, 500	299, 200	329, 700	375, 300	409, 700	
47	245, 100	272, 300	300, 300	330, 700	376, 200	410, 000	
48	245, 500	273, 100	301, 400	331, 600	377, 000	410, 300	
49	245, 900	273, 800	302, 500	332, 500	377, 500	410, 500	
50	246, 400	274, 600	303, 600	333, 500	378, 300	410, 800	
51	246, 900	275, 300	304, 700	334, 500	379, 100	411, 100	
52	247, 400	276, 000	305, 800	335, 400	379, 900	411, 400	
53	247, 700	276, 700	306, 900	335, 900	380, 300	411, 600	
54	248, 000	277, 400	308, 000	336, 800	381, 000	411, 900	
55	248, 300	278, 100	309, 100	337, 500	381, 700	412, 200	
56	248, 600	278, 800	310, 200	338, 400	382, 300	412, 500	
57	248, 900	279, 500	311, 200	339, 100	382, 700	412, 800	
58	249, 200	280, 200	312, 200	339, 400	383, 200	413, 100	
59	249, 500	280, 900	313, 200	339, 900	383, 800	413, 400	
60	249, 800	281, 500	314, 200	340, 500	384, 400	413, 700	
61	250, 100	282, 100	315, 200	341, 100	384, 800	414, 000	
62	250, 400	282, 800	316, 200	341, 800	385, 300	414, 300	
63	250, 700	283, 500	317, 200	342, 500	385, 800	414, 600	
64	251, 000	284, 100	318, 100	343, 100	386, 300	414, 900	
65	251, 300	284, 700	319, 000	343, 800	386, 900	415, 200	
66	251, 600	285, 400	319, 800	344, 300	387, 400	415, 500	
67	251, 900	286, 100	320, 500	344, 900	388, 000	415, 800	
68	252, 200	286, 700	321, 200	345, 500	388, 600	416, 100	
69	252, 500	287, 300	321, 800	345, 800	389, 100	416, 400	

70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300	413, 100	
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800	413, 400	
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300	413, 700	
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900	414, 000	
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400	414, 300	
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000	414, 600	
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600	414, 900	
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100	415, 200	
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600	415, 500	
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100	415, 800	
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600	416, 100	
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900	416, 400	
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400		
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800		
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200		
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600		
86		294, 100	330, 400	351, 200	393, 100		
87		294, 300	330, 600	351, 500	393, 600		
88		294, 500	330, 900	351, 800	394, 100		
89		294, 900	331, 300	352, 200	394, 600		
90		295, 100	331, 700	352, 500	395, 100		
91		295, 300	332, 000	352, 800	395, 600		
92		295, 500	332, 300	353, 100	396, 100		
93		295, 900	332, 600	353, 500	396, 600		
94		296, 100	332, 800	353, 800	397, 100		
95		296, 300	333, 200	354, 100	397, 600		
96		296, 600	333, 500	354, 400	398, 100		
97		296, 900	333, 700	354, 700	398, 600		
98		297, 100	334, 000	355, 100	399, 100		
99		297, 300	334, 300	355, 500	399, 600		

70	252, 800	288, 000	322, 500	346, 400	389, 600	
71	253, 100	288, 700	323, 100	346, 900	390, 100	
72	253, 300	289, 300	323, 700	347, 400	390, 600	
73	253, 500	289, 900	324, 300	347, 900	390, 900	
74	253, 800	290, 400	324, 500	348, 400	391, 400	
75	254, 100	290, 800	325, 000	348, 900	391, 800	
76	254, 300	291, 200	325, 500	349, 300	392, 200	
77	254, 500	291, 600	326, 100	349, 600	392, 600	
78	254, 800	291, 900	326, 600	349, 900	393, 100	
79	255, 100	292, 200	327, 100	350, 100	393, 600	
80	255, 300	292, 500	327, 500	350, 400	394, 100	
81	255, 500	292, 800	328, 100	350, 900	394, 600	
82	255, 800	293, 100	328, 600	351, 200	395, 100	
83	256, 100	293, 400	329, 000	351, 500	395, 600	
84	256, 300	293, 700	329, 500	351, 800	396, 100	
85	256, 500	293, 900	330, 000	352, 200	396, 600	
86		294, 100	330, 400	352, 500	397, 100	
87		294, 300	330, 600	352, 800	397, 600	
88		294, 500	330, 900	353, 100	398, 100	
89		294, 900	331, 300	353, 500	398, 600	
90		295, 100	331, 700	353, 800	399, 100	
91		295, 300	332, 000	354, 100	399, 600	
92		295, 500	332, 300	354, 400	400, 100	
93		295, 900	332, 600	354, 700	400, 600	
94		296, 100	332, 800	355, 100		
95		296, 300	333, 200	355, 500		
96		296, 600	333, 500	355, 900		
97		296, 900	333, 700	356, 400		
98		297, 100	334, 000	356, 800		
99		297, 300	334, 300	357, 200		

100		297,600	334,600	355,900	400,100		
101		297,900	334,800	356,400	400,600		
102		298,100	335,100	356,800			
103		298,300	335,400	357,200			
104		298,600	335,600	357,600			
105		298,900	335,800	358,100			
106			336,000	358,600			
107			336,400	359,100			
108			336,600	359,600			
109			336,800	360,100			
110			337,200	360,600			
111			337,600	361,100			
112			338,000	361,600			
113			338,200	362,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、栄養士の職員に適用する。

医療職給料表 (三)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900

100		297,600	334,600	357,600		
101		297,900	334,800	358,100		
102		298,100	335,100	358,600		
103		298,300	335,400	359,100		
104		298,600	335,600	359,600		
105		298,900	335,800	360,100		
106			336,000	360,600		
107			336,400	361,100		
108			336,600	361,600		
109			336,800	362,100		
110			337,200			
111			337,600			
112			338,000			
113			338,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400
						371,000

備考 この表は、栄養士の職員に適用する。

医療職給料表 (三)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300

勤務職員以外の職員							
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800

勤務職員以外の職員							
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800	412, 200	454, 800
42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300	413, 700	455, 500
43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700	415, 200	456, 300
44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100	416, 500	456, 900
45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500	417, 600	457, 800
46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500	418, 700	458, 500
47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900	419, 800	459, 300
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200	421, 000	460, 100
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500	422, 300	460, 800
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900	423, 400	461, 500
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200	424, 600	462, 200
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700	463, 000
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900	463, 800
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900	464, 600
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000	465, 300
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100	466, 000
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100	466, 800
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600	
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200	
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600	
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200	
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700	
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100	
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600	
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100	
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500	
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800	
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100	
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500	
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300	436, 900	
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000	437, 300	

41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	436, 900	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 300	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	437, 700	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	438, 100	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	438, 500	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	438, 900	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	439, 300	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	439, 700	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		

72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,700	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	438,100	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,500	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,900	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	439,300	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,700	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300		
95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,700		
96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,100		
97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,500		
98	292,500	322,500	355,500	373,300	399,900		
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,300		
100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,700		
101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,100		

72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,700	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,100	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,500	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	399,900	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,300	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,700	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,100	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	401,500	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	401,900	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	402,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	402,700	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	403,100	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	403,500	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	403,900	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	404,300	

102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400	401, 500		
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900	401, 900		
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300	402, 300		
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900	402, 700		
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400	403, 100		
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900	403, 500		
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400	403, 900		
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000	404, 300		
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400			
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900			
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400			
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000			
114	298, 600	329, 800	362, 600	381, 600			
115	298, 900	330, 100	363, 100	382, 200			
116	299, 100	330, 400	363, 500	382, 800			
117	299, 400	330, 600	363, 900	383, 400			
118	299, 700	330, 900	364, 300	384, 000			
119	300, 000	331, 200	364, 800	384, 600			
120	300, 300	331, 400	365, 300	385, 200			
121	300, 600	331, 600	365, 700	385, 800			
122	301, 000	331, 900	366, 200	386, 400			
123	301, 300	332, 200	366, 700	387, 000			
124	301, 600	332, 500	367, 200	387, 600			
125	301, 800	332, 700	367, 500	388, 200			
126	302, 000	333, 000		388, 800			
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					

102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900		
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000		
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900		
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400		
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000		
110	297, 600	328, 500	362, 600	381, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100	382, 200		
112	298, 100	329, 100	363, 500	382, 800		
113	298, 400	329, 400	363, 900	383, 400		
114	298, 600	329, 800	364, 300	384, 000		
115	298, 900	330, 100	364, 800	384, 600		
116	299, 100	330, 400	365, 300	385, 200		
117	299, 400	330, 600	365, 700	385, 800		
118	299, 700	330, 900	366, 200	386, 400		
119	300, 000	331, 200	366, 700	387, 000		
120	300, 300	331, 400	367, 200	387, 600		
121	300, 600	331, 600	367, 500	388, 200		
122	301, 000	331, 900		388, 800		
123	301, 300	332, 200				
124	301, 600	332, 500				
125	301, 800	332, 700				
126	302, 000	333, 000				
127	302, 300	333, 400				
128	302, 700	333, 600				
129	302, 900	333, 800				
130	303, 200	334, 000				
131	303, 600	334, 400				

132	304,000	334,600							
133	304,200	334,900							
134	304,500	335,300							
135	304,800	335,700							
136	305,100	336,100							
137	305,300	336,400							
138	305,600	336,800							
139	305,900	337,200							
140	306,200	337,600							
141	306,400	337,900							
142	306,800	338,300							
143	307,200	338,600							
144	307,500	339,000							
145	307,700	339,300							
146	307,900	339,700							
147	308,200	340,100							
148	308,600	340,500							
149	308,800	340,800							
150	309,000	341,200							
151	309,300	341,600							
152	309,600	342,000							
153	310,000	342,300							
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600		

備考 この表は、保健師、助産師、看護師の職員で市長が定めるものに適用する。

132	304,000	334,600							
133	304,200	334,900							
134	304,500	335,300							
135	304,800	335,700							
136	305,100	336,100							
137	305,300	336,400							
138	305,600	336,800							
139	305,900	337,200							
140	306,200	337,600							
141	306,400	337,900							
142	306,800	338,300							
143	307,200	338,600							
144	307,500	339,000							
145	307,700	339,300							
146	307,900	339,700							
147	308,200	340,100							
148	308,600	340,500							
149	308,800	340,800							
150	309,000	341,200							
151	309,300	341,600							
152	309,600	342,000							
153	310,000	342,300							
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600		

備考 この表は、保健師、助産師、看護師の職員で市長が定めるものに適用する。

附則第2項による読替え対照表

附則第2項による読替え前 条例附則第2項による読替え前	【令和8年3月31日まで】条例附則第2項の規定による読替え後
(扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	(扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者	(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>13,000円</u> 、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。	3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>11,500円</u> 、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、 <u>同項第6号の扶養親族については3,000円とする。</u>
4 ～ 略 6	4 ～ 略 6

(附則第5項による改正 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例)	新旧対照表
旧	新
焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号 第1条 ～ 略 第8条 (給与に関する条例の適用除外等)	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号 第1条 ～ 略 第8条 (給与に関する条例の適用除外等)
第9条 焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2、第7条の5、第8条、第	第9条 焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2、第7条の5、第8条、第

9条、第13条、第14条、第15条及び第15条の7の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 第10条 給与条例第7条の5、<u>第8条及び第9条</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条の2第2項第2号及び第13条第13条第2項の規定の適用については、給与条例第9条の2第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。 3 略 以下 略	13条、第14条、第15条及び第15条の7の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 第10条 給与条例第7条の5及び<u>第8条</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第9条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。 3 略 以下 略
--	--

(附則第6項による改正 焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例) 新旧対照表

旧		新	
焼津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月31日条例第5号 第1条 ～ 略 第14条 (育児短時間勤務職員についての給与条例等の特例) 第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		焼津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月31日条例第5号 第1条 ～ 略 第14条 (育児短時間勤務職員についての給与条例等の特例) 第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第4条第1項	決定しなければならぬ	第4条第1項	決定しなければならぬ
第4条第3項	決定する	第4条第3項	決定する

及び第5項		額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第9条の2第2項及び第2号及び第4号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
略		
第15条の7第3項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

2 略

第16条

～ 略

第20条

（任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例）

第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	決定しなければならぬ	決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額
--------	------------	------------------------------------

及び第5項		額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第9条第2項及び第2号及び第4号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
略		
第15条の7第3項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

2 略

第16条

～ 略

第20条

（任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例）

第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	決定しなければならぬ	決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額
--------	------------	------------------------------------

		額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第9条の2第2項及び第4号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
略	略	略
第15条の9	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 略

以下 略

		額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第9条第2項第2号及び第4号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
略	略	略
第15条の9	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 略

以下 略

議第35号 焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

旧	新
焼津市職員の退職手当に関する条例	焼津市職員の退職手当に関する条例
昭和31年9月28日条例第25号	昭和31年9月28日条例第25号
第1条	第1条
～ 略	～ 略
第9条	第9条
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 略	第10条 略
2	2
～ 略	～ 略
10	10
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)	(1)
～ 略	～ 略
(3)	(3)
(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5) 略	(5) 略
(6) 略	(6) 略
12 略	12 略
13 略	13 略
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>
(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する	

日数

(2) 雇用保険法第58条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15
～ 略

17
以下略

附 則

1
～ 略

(国立大学の法人化に伴う経過措置)

10 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続きいて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続きいて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

11 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続きいて職員となり、かつ、引き続きいて職員として在職した後引き続きいて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

12
～ 略

15
～ 略

17
以下略

附 則

1
～ 略

(国立大学の法人化に伴う経過措置)

10 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続きいて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続きいて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

11 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続きいて職員となり、かつ、引き続きいて職員として在職した後引き続きいて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

12
～ 略

17	令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。	18 ～ 26
17	令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。	18 ～ 26

旧	新
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 令和 4 年12月19日 条例第24号 本則 略 附 則 第 1 条 ～ 略 第11条 (焼津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 暫定再任用職員に対する第 3 条の規定による改正後の焼津市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第63号) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) 又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。 以下 略	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 令和 4 年12月19日 条例第24号 本則 略 附 則 第 1 条 ～ 略 第11条 (焼津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 暫定再任用職員に対する第 3 条の規定による改正後の焼津市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第63号) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) 又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。 以下 略